

資料

実施計画 素案

Aグループ

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

4-3-3 暮らしを支える上下水道の機能保全と持続可能な運営

主管課 水道課

1 現状と課題

本町ではこれまで、上水道、簡易水道、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理施設（合併浄化槽）など、地域の実情に応じた生活環境の向上に努めてきました。令和 7 年 3 月現在、水道の普及率^{※1}は 91.2%（給水人口 16,104 人）、下水道の水洗化率^{※2}は 96.4%（水洗化人口 17,010 人）に達しており、概ね整備が完了している状況にあります。

一方で、全国的な人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化が進行する中、本町の上下水道事業も「建設拡張の時代」から「適正な維持管理、計画的な更新の時代」へと移行しています。

さらに、近年頻発する自然災害時においても生活に欠かせない水の確保と衛生的な環境を維持するため、上下水道施設の強靱化を図るとともに、いざという時の応急・復旧体制を整えていくことも重要です。

限られた財源と人員の中で事業を持続していくため、施設の計画的な機能保全による長寿命化を進めるとともに、経費の節減と水道料金・下水道使用料の適正化等による必要な収入の確保を基本としつつ、新技術（DX）や地域の実情を踏まえた民間のノウハウの活用（官民連携の調査・研究）も視野に入れた経営基盤の強化を図り、安全・安心な水環境を次世代へ引き継いでいくことが求められています。

※1 水道普及率：町全体の人口（行政人口）に対する、上水道および簡易水道を利用している人口（給水人口）の割合

※2 下水道水洗化率：町全体の人口（行政人口）に対する、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理施設を利用して水洗化している人口（水洗化人口）の割合

2 施策の方針

上下水道施設の計画的な機能保全と災害への強靱化、および経営基盤の強化を進め、次世代へ安全・安心な水環境を引き継ぎます。

対象	町民 および 上下水道施設
意図	施設の適正な機能保全・強靱化と、持続可能な事業経営
結果	安全な水の安定供給と、快適な生活環境の提供

3 施策の主な内容

（1）水道施設の機能保全・強靱化と安全・安心な水の供給

- ・安全・安心な水道水を安定的に供給するため、施設の耐震化及び老朽管の布設換えによる機能保全・強靱化を推進するとともに、計画的な点検調査の実施による適切な維持管理に努めます。
- ・上水道施設については、施設の耐震化や更新を推進するとともに、計画的な漏水調査による原因箇所の特定と対策を実施することで有収率向上に努めます。
- ・簡易水道施設については、一部の区域について上水道統合を計画し、施設の耐震化及び更新、施設の統廃合を検討していくほか、他の施設についても耐震化を推進していきます。

(2) 下水道施設の機能保全・強靱化と快適な生活環境の確保

- ・快適な生活環境を確保するため、老朽化した施設の更新及び耐震化による機能保全・強靱化を推進するとともに、計画的な点検調査の実施による適切な維持管理に努めます。
- ・公共下水道施設については、施設の効率的な機能保全や汚水中継ポンプ場の耐震化を推進するとともに、不明水調査により影響の大きい箇所特定と対策を実施することで有収率向上に努めます。
- ・農業集落排水施設については、計画的な点検・修繕による施設の効率的かつ適正な維持管理を推進し、長寿命化と排水処理機能の安定化を図ります。
- ・個別排水処理施設（合併浄化槽）については、未普及地域における適正な生活排水処理を促進することにより生活環境及び公共用水域の水質環境を保全するとともに、健全な経営に向け、維持管理手法を含めた将来的なあり方を検討していきます。

(3) 上下水道事業の健全な運営と危機管理体制の構築

- ・将来にわたって持続可能な上下水道事業を運営するため、経営基盤の強化を図るとともに、災害等に備えた応急・復旧体制を構築し、安全・安心なサービスの安定的な提供に努めます。
- ・経常収支の均衡を考慮した健全な事業経営を持続するため、経営戦略の進捗管理・定時見直しを行うとともに、経営状況を踏まえた適正な水道料金・下水道使用料への見直しを図ります。
- ・町民の理解と協力が得られるよう、わかりやすい上下水道経営の情報提供に努めます。
- ・新技術・DXの活用による業務効率化を図るとともに、民間のノウハウを活用する官民連携等の可能性についても、地域の実情を踏まえながら調査・研究を進めます。
- ・BCP（業務継続計画）の定期的な見直しや、防災訓練の実施、災害時協定の拡充などにより、有事における迅速な応急・復旧体制を強化します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
【強靱化】 ① 基幹管路である送水管耐震化率（水道）	水道課調べ	3% (R8)	29%
【強靱化】 ② 汚水中継ポンプ場の耐震化率（下水道）	水道課調べ	0% (R8)	50%
【機能保全】 ③ 有収率（上水道）	水道課調べ	94.4% (R6)	95%以上
【機能保全】 ④ 有収率（公共下水道）	水道課調べ	71.9% (R6)	80.0%
【経営】 ⑤ 経常収支比率（水道事業会計）	決算値	102.09% (R6)	100%以上
【経営】 ⑥ 経常収支比率（下水道事業会計）	決算値	91.65% (R6)	100%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
水道施設の機能保全・強靱化 ・水道施設の更新、耐震化の推進 ・計画的な漏水調査と対策の実施	水道課		検討			
			実施			
下水道施設の機能保全・強靱化 ・下水道施設の更新、耐震化の推進 ・不明水調査と対策の実施	水道課		検討			
			実施			
上下水道事業の健全な運営 ・料金、使用料の改定 ・経営戦略の進捗管理・定時見直し	水道課		検討			
				実施	実施	

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・令和14年度から簡易水道の一部区域において、上水道との統合を目指し、施設の耐震化及び更新を計画。
- ・水道、下水道事業の広域的な連携に向けた体制構築に向けた検討を実施。
- ・官民連携や新技術（DX）の活用による、効率的かつ持続可能な上下水道事業の運営体制の構築。

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

4-1-2 消防・救急の充実

主管課 芽室消防署

1 現状と課題

本町の消防体制は、芽室消防署と芽室消防団を設置し、防災及び減災活動により町民の生命、身体及び財産を各種災害から守ることを基本理念としています。

平成28年4月から十勝管内19市町村で構成する常備消防組織「とかち広域消防局」として運用が開始されて10年経過しましたが、広域化前と比較して災害発生時の初動対応が迅速かつ効果的となり、隣接署所間の連携による統一的な部隊運用の下、災害対応能力が向上しました。

しかし、近年では災害の大規模化、激甚化、複雑・多様化している状況から、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。芽室消防署としては、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応できる消防体制の充実強化を図るため、防災拠点である消防庁舎の長期的な維持管理、消防水利の更新・耐震化、消防車両や各種装備の整備・更新の取り組みを進める必要があります。

本町の火災発生状況については、令和6年度の火災件数は8件、住民生活に直接関係する建物火災件数は3件発生しており、死者及び負傷者は0名となります。火の取り扱いに注意し、禁止行為を行わないことで火災件数を抑止することは十分可能なことから、春季及び秋季火災予防運動における火災予防思想の一層の普及、防火対象物立入検査による防火安全対策の徹底と違反是正を図るなど、官民一体となった火災予防体制の取り組みが必要です。

救急出動状況については増加の傾向となっており、令和3年度の出動件数763件に対し令和6年度は856件出動しています。芽室町の人口は減少していますが高齢化率は上昇する傾向にあり、65歳以上の搬送割合が約68%と高いことから、近い将来救急出動件数が1,000件を超えると予測されています。また、十勝圏の消防広域化に伴い救急出動の迅速化が図られましたが、心肺停止傷病者への住民による応急手当実施率の向上が求められていることから、町民を対象とした各種講習会において、心肺蘇生法やAEDなどの応急手当普及、救急車の適正利用について深く理解してもらえる取り組みを進める必要があります。

芽室消防団は、芽室町の非常備の消防機関として、他に本業を持ちながら、非常勤特別職の地方公務員として、防災活動に従事しています。消防団員は、災害発生時にいち早く災害現場に駆け付け、消火・救助・避難誘導などの活動に従事しており、地域防災力の中核として活躍しています。そのような中、消防団員数は、人口減少や少子化の進展、被用者の割合の高まりなどを背景に減少が続いていることから、団員確保に向けた様々な取り組みを展開すると共に、活動しやすい環境を整える必要があります。

2 施策の方針

災害の拡大防止と、緊急時の迅速かつ的確な対応に向けた備えを進めます。

対象	町民 消防・救急体制
意図	予防意識の醸成と、災害・救急時の迅速かつ的確な支援 消防・救急体制の充実を図る
結果	町民の生命・財産を守る

3 施策の主な内容

(1) 住宅用火災警報器の設置促進と火災予防対策

- ・住宅用火災警報器は、火災発生時の逃げ遅れによる死傷者の発生を防止するための重要な機器であることから、**広報誌やSNSによる情報発信、防火講習会、町内の催し物及び訪問査察などの機会を通じて、住宅防火に関する普及啓発を進めます。**また、平成16年の消防法改正により設置が義務化されてから20年近くが経過し、設置については一定程度普及が進んでいる一方で、機器本体の経年劣化や電池の寿命を迎える機器の増加が見込まれることから、**今後は住宅用火災警報器が適切に機能する状態を維持することが重要となります。**このため、住宅用火災警報器の電池の取り換え、機器本体の交換及び定期的な作動確認など、適切な点検及び維持管理の重要性について重点的に周知を図ります。
- ・火災予防対策の推進に当たっては、春季及び秋季火災予防運動、**町内の催し物並びに年末に実施している歳末警戒などの機会を活用すると共に、女性消防団員による防火訪問や幼年消防クラブによる防火教育など、消防団と連携した火災予防広報活動を進めます。**

(2) 防火講習会・普通救命講習

- ・町民の安全・安心な生活環境を築くには、町民一人ひとりが防火防災に対する意識と知識を持つことが重要であるため、町内会や自主防災組織及び各種団体などで行われる防火講習会に消防として積極的に関わる取り組みを進めます。
- ・**全国統計によると、心肺停止傷病者への一般住民による応急手当実施率が51.9%となっており、一般住民の応急手当実施は生存率及び社会復帰率の向上に重要であるため、各種救急講習会などの普及啓発活動を行い、応急手当や心肺蘇生法、AEDの使用方法などの普及を促進すると共に、急な病気やけがの際に症状の緊急度を判断するのに役立つアプリや住民向けの救急車利用マニュアルなどを情報発信し、救急車の適正利用についての理解を促す取り組みを進めます。**

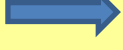
(3) 消防・救急体制の充実

- ・地震や水害などの自然災害を始め、火災や複雑多様化するさまざまな災害に対応する高度な消防体制を構築するため、**隣接署所との連携した各種訓練を実施すると共に、現状に即した消防車両や各種装備などを計画的に整備・更新します。**
- ・**救急業務の高度化に伴い、全ての救急車に救急救命士1名配置する取り組みを進めています。**また、迅速・的確な活動を行うために医療機関との連携を強化し、資器材の整備と教育訓練に努め、救急救命体制の充実を図ります。
- ・**芽室町の防災組織として重要な役割を担う消防団員の確保に向けた取り組みとして、企業や各種団体への働きかけを強化します。組織としては、消防署と連携及び効果的な部隊運用が可能となる訓練を計画すると共に、消防団員が活動しやすい環境を整える取り組みを進めます。**
- ・**昭和56年に供用を開始した消防庁舎の長期的な維持管理における課題に対処するため、第6期芽室町総合計画前期実施計画期間中に、消防庁舎整備の事業手法について確定を目指します。**

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①住宅用火災警報器の設置率	消防署調べ	75%	85%
②火災出動件数	消防署調べ	8件	10件以下
③防火講習会・普通救命講習会参加者数	消防署調べ	1,503人	2,000人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
住宅用火災警報器の設置促進と火災予防策	消防署		実施			
防火講習会・普通救命講習会	消防署		実施			
消防・救急体制の充実	消防署		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・火災予防や防災意識の高揚を図る広報活動及び各種講習会の継続
- ・大規模化、激甚化、複雑・多様化している災害に対応するための施設・車両・装備の計画的な整備・更新
- ・芽室町の防災組織である消防団員確保に向けた取組

基本目標 5 住民と行政が共に考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-2 時代に即した行財運営と行政サービスの推進

5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進

主管課 総務課

1 現状と課題

さまざまな価値観やニーズに基づく行政需要の多様化、社会経済情勢の変化に対し、一層適切に対応することが求められており、質の高い行政サービスを提供するため、さらなる業務改革が必要となっています。

毎年度実施している「まちづくりに関する住民意識調査」において、芽室町の行政サービスや窓口などでの職員対応に対する満足度は、**これまで目標値を超える一定の評価を得ているものの**、今後に向けてさらなる向上と安定的な評価を目指し、ハード・ソフト両面における取組を継続していくことが必要です。

旧役場庁舎は、老朽化やバリアフリー対応不足といった課題を抱えていたことから、外構を含めた一体的な新庁舎建設を進め、令和2年度に新庁舎が完成し、令和3年度には駐車場などの外構も供用を開始しました。**供用開始から数年が経過した現在においても、引き続き町民サービスの向上や防災拠点としての機能向上を図る必要があります。**

また、ICTの活用は、行政サービス向上の面からも極めて有効であり、国においても令和3年9月にデジタル庁が立ち上がり、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定、本町においては令和6年3月に「芽室町DX推進ビジョン」を策定しました。これらに基づき、デジタル化の推進を加速的に進めていく必要があります。それと同時に、個人情報の保護体制（セキュリティ）の徹底も必要です。

2 施策の方針

町民が迅速・正確と感じる対応や案内により、親切で便利な行政サービスの提供を進めます。

対象	町（役場）
意図	町民に、迅速、正確に対応するサービスを提供する
結果	町民の満足度が増し、行政への信頼感が高まる

3 施策の主な内容

（1）便利で親切な窓口サービスの推進

- ・町民にとって便利で分かりやすく、快適な窓口サービスを実現するため、各種職員研修を実施し職員の資質向上に努めるとともに、窓口サービスを検証し満足していただける対応を推進します。
- ・**芽室システム（窓口支援システム）の安定的な運用を図り、住民サービス水準の向上と職員の業務効率化を推進します。**

（2）電子自治体化の推進

- ・**第3期「芽室町役場ICT計画」**及び「芽室町DX推進ビジョン」並びに国の「自治体DX推進計画」に基づき、行政手続きのオンライン化を推進するとともに、芽室町に合った町民サービスの向上に期待できるデジタル化について、全庁的に推進します。
- ・情報化の進展に伴い、情報の漏えいや外部からの不正侵入などを防ぐためにハード・ソフト両面からの継続したサイバーセキュリティ・情報セキュリティ対策に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (R12)
①役場等の窓口やカウンター、電話などでの職員の対応に満足している町民の割合	住民意識調査	87.2% (R7)	80.0%以上
②町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	84.2% (R7)	80.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
職員研修の実施	総務課		実施			
電子自治体化の推進	総務課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり

5-1-2 住民自治の実現と地域の活力の維持

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町では住民自治を実現するため、「芽室町自治基本条例」に基づき、町民が主体となったまちづくりを進めてきました。

地域組織が主体的に地域活動を企画・実施し、町民が主役となった地域づくりを推進するため、その活動の充実に向けた運営の支援や、地域担当職員制度により各地域に町職員の配置を行ってききましたが、少子高齢化や人口減少、核家族化などの社会情勢の変化に伴い、住民のライフスタイルや価値観、ニーズが多様化しています。

これまで、住民自治の根幹を成していた町内会においては、加入率低下が進み、組織全体の高齢化により役員の担い手が不足し、地域活動の継続が困難となることが懸念されており、住民自治の仕組みそのものを再構築する必要があります。

これらの課題を解決するため、町内会などの地域組織のみならず、ボランティア団体や多様な町民活動の担い手との連携を強化し、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。特に、町民活動支援センターの機能を活用し、活動団体間のネットワーク形成や情報共有の促進、人材の発掘・育成を図ることで、多様な主体が参画する協働のまちづくりを推進していく必要があります。

また、従来の町内会の機能を「イベント型」から「課題解決型」に転換するなど、町内会のあり方そのものを抜本的に見直すとともに、テーマ型コミュニティや若年層の参加を促進する新たな仕組みづくりを進めることで、地域活動の裾野を広げ、持続可能な住民自治の再構築を目指します。

さらに、行政は地域と多様な主体をつなぐコーディネート機能を強化し、それぞれの特性や強みを生かした役割分担のもと、柔軟で実効性のある地域運営体制の構築を支援していきます。

2 施策の方針

地域の活力を維持し、住民自治を実現させ、より良い地域づくりを進めます。

対象	町民、町に愛着や誇りを持ち関わる人
意図	町に愛着や誇りを持ち、地域のために活動する
結果	まちづくりに関わる人が増えることで地域の活力を維持する

3 施策の主な内容

(1) 多様な主体による協働のまちづくりの推進

- ・町内会活動の運営支援や地域担当制度の活用など町内会連合会との連携を密にし、単位町内会や町内会連合会、農村地域における地域連合会や社会教育協会などの主体的取組に対する支援を継続します。
- ・ボランティア団体、NPOなど多様な主体の参画を促進し、それぞれの強みを活かした協働による地域課題の解決を図ります。また、分野別・テーマ別の活動を支援し、従来の地縁型組織に加えた新たなコミュニティの形成を促進します。
- ・協働のまちづくりの理念に基づく各種取組について多様化する行政課題やコミュニティの形に対応するため、必要に応じて支援対象者や内容を見直し、課題解決のために町民が行う公益的な活動に対する支援を継続します。
- ・自主的な町民活動を推進し、自立と発展を支援するために設置している町民活動支援センターが果たしている情報の収集・発信、個人・団体の相互連携と交流、活動支援、人材育成の機能の充実に努め、安定した運営を行います。

- ・町民が安心して積極的に地域活動に参加できるよう、活動中に発生した損害や傷害などを補償する「芽室町町民活動総合補償制度」を継続します。また、補償内容も毎年点検し、多様な活動に対応します。

(2) 将来を担う人財の育成と地域活動の担い手確保

- ・活力ある地域に根ざしたまちづくりを進めるうえで芽室町の将来を担う人財の育成は重要であることから、まちづくりにかかる研修・交流事業に対する支援を継続します。
- ・地域活動の担い手不足に対応するため、若年層や子育て世代、移住者などの多様な層の参加を推進するとともに、活動の見える化や参加機会の創出を進め、誰もが気軽に地域活動に関われる環境を整備します。

(3) 行政のコーディネート機能の強化

- ・町は、地域と多様な主体をつなぐコーディネーターとしての役割を強化し、地域課題と担い手を結びつけるマッチング機能の充実を図ります、持続可能な地域運営を支える仕組みづくりを推進します。
- ・協働のまちづくりを推進していくためには町民・地域と行政が課題や情報を共有することが不可欠なため、地域担当制度を見直し、新たな機能、役割を継続し、地域課題などについて積極的な情報収集を行います。

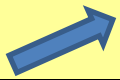
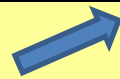
(4) 公共サービスのあり方の見直し・検討

- ・「公共サービスパートナー制度」は、町が行ってきた公共サービスを町民団体に有償ボランティアで担っていただく制度であるが、高齢化による担い手不足などから、継続的な活動が難しくなっている実態があるため、制度のあり方自体の見直しを行います。
- ・制度はあるが新規参入や拡大が進んでおらず、同じ団体が同じ業種に固定化しやすいことから参画しやすい業務の再設計を検討します

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①地域の活動に参加している町民の割合	住民意識調査	38.8% (R3)	55.0%
②芽室町が好きな町民の割合	住民意識調査	94.3% (R3)	95.0%
③芽室町に住み続けたいと思う町民の割合	住民意識調査	94.6% (R3)	95.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
自治活動支援	魅力創造課		実施			
町民活動支援センターの運営	魅力創造課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・多様な主体が参画する協働のまちづくりの定着
- ・持続可能な住民自治の再構築
- ・行政と地域が連携した地域運営の実現

基本目標 5 住民と行政が共に考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-2 時代に即した行財運営と行政サービスの推進

5-2-1 効果的・効率的な行政運営

主管課 政策推進課

1 現状と課題

本町では、平成16年2月に、当面他市町村と合併しない方針を決定し、平成17年度から事務事業評価制度、平成21年度から施策評価制度を導入しマネジメントサイクルの確立を進め、今後においても、マネジメントサイクルの確立と計画行政の推進を継続する必要があります。

本町においても人口減少が進んでおり、人口減少の克服などに的確かつ迅速に対応するため、平成27年9月に国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（総合戦略）を策定し、令和7年3月には「第3期総合戦略」として改訂しました。人口減少にはさまざまな要因があり、産業の振興や出産・子育て環境の充実、住環境の整備、将来的な移住に繋がる交流人口の増など、長期的な視点で人口減少の抑制につなげる取組が必要です。また、人口減少による担い手不足なども生じており、限られた資源を計画的かつ効率的に配分することが不可欠であります。そのため新たな挑戦や既存事業の見直し・廃止など、地域が持続できるよう、人口規模に合わせた仕組みづくりが必要となります。

また、本町は昭和61年度策定の「第1次芽室町行政改革大綱」から平成30年度までの「第9次芽室町行政改革大綱」を推進しましたが、平成31年度からは、「行政改革から行政経営へ」と発想を転換し、第5期芽室町総合計画を実現するための土台（組織）づくりに取り組むため、内部管理に特化した「芽室町行政経営ポリシー」を策定し第6期芽室町総合計画の策定に併せ、「第2期芽室町行政経営ポリシー」を策定しました。

令和6年4月には「芽室町公共施設等総合管理計画」を改訂し、各種公共建築物及びインフラ施設などに関するマネジメント計画の上位計画として位置づけ、町財産の維持管理を総合的かつ計画的に進めています。また、令和3年9月に「芽室町町有財産利活用等基本方針」を策定し、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用などを進めることとしました。

2 施策の方針

総合計画の取組を推進し、人口規模に合わせた効果的で効率的な行政運営を進めます。

対象	第6期総合計画
意図	総合計画：目標と掲げられた指標を実現する
結果	計画などに基づき、人口減少などに対応した効果的で効率的な行政運営に結びつける

3 施策の主な内容

（1）計画行政の推進と評価・予算との連動

町が行う業務は、毎年点検・評価を行い改善・改革に取り組み、その結果については総合計画・実行計画に反映させ、予算と連動させるマネジメントサイクルを継続するとともに、点検・評価をより改善・改革・実行計画に反映できる手法を検証し、マネジメントサイクルの改善を進めます。また、点検・評価にあたっては町民や有識者による外部評価を継続します。

（2）行政改革の推進

これまでの行政改革の歴史・背景を再確認し、行政改革から行政経営へと発想を転換し、より効果的・効率的な行政運営を実現させるため、令和8に策定した「第2期芽室町行政経営ポリシー」及び令和3年度に策定した「芽室町地域・行政経営システム（チーム芽室編）」に基づく取組を進め、町民満足度、さらには職員満足度を向上させます。

(3) 庁内コンピュータ維持管理

令和8年度に「第3期芽室町役場ICT計画」を策定、費用対効果・情報セキュリティ・クラウドサービスの活用の3つの柱を基に、効果的・効率的なICT活用・セキュリティの確保により町民サービスの向上を目指しており、これらを実現するための庁内コンピュータの維持管理を計画的に進めます。

(4) 広域行政の推進

十勝圏の1市18町村では、十勝圏複合事務組合による広域的な施策を進めています。また、平成23年7月には十勝定住自立圏形成協定が締結され、共生ビジョンにより広域課題の解決に取り組んでおり、人口減少時代に入り住み慣れた地域で住み続けられるよう、道内外の他の自治体との連携・協力を積極的に推進します。

(5) 公有財産（土地・建物）適正管理の推進

「芽室町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進し、公共ファシリティマネジメントの考え方により、民間アイデアの活用や経営の視点を取り入れ、効果的・効率的な公共施設運営を推進します。また、「芽室町町有財産利活用等基本方針」に基づき、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用などを進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (2030/R12)
①第6期総合計画後期実施計画の施策評価（外部）の全施策がD以上、2施策以上がB以上の評価施策数	総合計画審議会 評価結果	33 施策（D以上） 0 施策（B以上） (R7)	34 施策（D以上） 2 施策（B以上）
②職員満足度	職員アンケート	78.0% (R3)	80.0%
③町の行政サービスに満足している 町民の割合	住民意識調査	82.9% (R3)	80.0%以上
④公共施設（建築物）管理面積	都市経営課調べ	205,370.91 m ² (R3)	187,091.69 m ²
⑤町有財産（土地）利活用率	都市経営課調べ	10.9% (R3)	15.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
芽室町自治基本条例の推進	政策推進課		実施			
行政改革の実施	総務課		実施			
計画行政の推進	政策推進課		実施			
庁内コンピュータの維持管理	総務課		実施			
公有財産（土地・建物）適正管理 の推進	都市経営課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

時代に合わせた評価システムの検討

職員の担い手不足や人口規模を考慮した事務の共同化の検討